

東北大学法科大学院

[令和4（2022）年度] 外部評価報告書

はじめに

東北大学法科大学院教育課程連携協議会（以下、協議会という。）は、①法学研究科総合法制専攻（法科大学院）の研究教育水準の維持向上のため自己点検を行った事項、②産業界等との連携により、授業科目の開設、教育課程の編成に関する基本的な事項、③産業界等との連携により、授業の実施、教育課程の実施に関する基本的事項及び実施状況の評価に関する事項、について審議し、研究科長に意見を述べるものとされている（東北大学法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程連携協議会に関する内規第2条）。

本外部評価報告書は、内規第3条第1項3号から第5号に掲げる協議会委員（以下、外部評価委員という。）が、まず、令和4（2022）年12月の法科大学院自己評価報告書を対象とした書面調査を行い、次に、内規第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員並びに学生に対するヒアリング調査を令和5（2023）年2月28日（火）に対面式で実施して、評価シートを作成し（内規第10条）、それに基づいて法科大学院評価対応委員会により作成された報告書案（評価シート上の記述のそのままの記載を旨とした）を確認した後、法科大学院評価対応委員会において確定させたものである（内規第11条）。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部評価委員の方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

令和5（2023）年4月

東北大学法科大学院

目次

評価項目 1～8	4
総評	1 1
資料	1 2

記載にあたって

*それぞれの外部評価委員が記載した「評価シート」の所見をそのまま記載することを原則とした。各外部評価委員は、「評価シート」において、各項目について、「A：大変良い B：良い C：特に問題はない D：問題があるので検討の必要がある E：悪いので改善の必要がある」の5段階で評定したうえ、自由記述形式で所見を記載している。

*便宜のため、各外部評価委員の所見を箇条書き形式に整理して、番号を付した。

評価項目 1. 教育の実施体制（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 1) 基本的組織の編成（学生定員と現員、教員組織の構成）、教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む姿勢（・FDの体制、内容・方法と実施状況、・学生による授業評価、・カリキュラム等検討委員会による学修支援策の検討）について、申し分ない。
- 2) 女性教員の割合を含め、学生数に対する教員の数、専任・兼担・兼任等のバランスもよい。
- 3) 定員・現員の充足内容についても、原級留置者数のことも含めて、充実化してきていることが窺われる。
- 4) 奨学金の付与・拡充も上記充実化に資しているものと推察する。
- 5) 教育の実施体制は申し分ない。令和3年に学生定員を充足したことは慶賀の至りであるが、令和4年は超過状態になっている。学生定員が少人数なために歩留まり率を読むのはなかなか難しいが、超過すると教育の質に影響を及ぼすので、今後は、慎重に歩留まり率を読んで欲しい。
- 6) 原級留置率が高いことが気になっていたが、令和4年度から、第2年次から第3年次への進級要件を若干緩和する規程改正を行っている。規程改正による原級留置率の変化の推移を見守りたい。
- 7) 教員相互による授業参観制度の組織化は特筆すべきである。
- 8) 第一年次学生用学習カルテの作成・利用をはじめとする未修者教育へのフォローには頭が下がる。しかし、老婆心ではあるが、学生は、自分が破格に面倒をみてもらっていることを自覚しているのだろうか。
- 9) 学生の定員・現員に顕著な変化改善がみられるが、これまでの貴法科大学院の取り組みの成果であると思われる。ただ、依然として原級留置率（中退率）が高い。進級要件の緩和を講じつつあるとのことだが、基本科目2単位、その他22単位、GPA1.3以上は他の法科大学院に比して必ずしも厳格とは言えないのではないだろうか。むしろ、いかなる理由で（例えばいかなる科目で）学生が躓き、原級留置に至っているかの分析も必要のように思われる。
- 10) 教員の構成は、女性比率も高く、理論と実務の架橋を実現するのに相応しい陣容であり、FDの体制、実施状況も充実している。特に基幹科目での授業参観制度は教育内容、教育方法等の更なる工夫に繋がるものであり、成果が期待される。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目 2. 入学者選抜の状況（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 1 1) 入学者選抜の実施（・学生受入方針の設定、・入学者選抜の内容）、入学者選抜の実効性と適切性（・志願者数・受験者数、競争倍率、入学定員充足・超過率、・入試合格者に対する取組）の観点から有効適切になされていることが窺われる。
- 1 2) 令和4年度より、入試方法を一般選抜、法曹基礎課程特別選抜の二本立てにしたことにより、入試方法の見通しが非常によくなった。
- 1 3) これまで尽力されてきた入試制度の改革や学生支援などの取組みにより、直近の受験者数、入学者数、入学定員充足・超過率は、著しく改善している。司法試験合格率が上位を占め始めていることも相乗効果としてあらわれていると推察できる。課題は法科大学院合格者の辞退率の改善であろう。令和4年度でみると既修者合格77名、同入学者43名となっている。主たる原因は不明だが、都市部有力法科大学院との併願だとすれば、今後は更に司法試験合格率をあげ（75%目標）、少人数教育による丁寧な教育を魅力のひとつとしてめざしていくべきだろう。

【今後の課題等】

- 1 4) やむを得ないこと、他の法科大学院においても同様であろうこと、を各前提とした上でのことであるが、入学者選抜の内容が、年によって結構変わってきたのが、勿論、よりよい選抜内容への変更という点は理解しつつも、受験者側からみると、不安材料のひとつというか、法科大学院へのアクセス障害事由になっていなければよいと、若干の危惧を覚えた（入学志願者数や入学者数からみれば杞憂と思われるが）。
- 1 5) 法曹基礎課程特別選抜のうち5年一貫型については法律科目の筆記試験がない。東北大学出身者については学部時代の学生の具体的状況を把握しているので問題ないと思うが、新潟大学出身者については、同大学との間でどんな学生を送って欲しいか等コミュニケーションを密にして欲しい。

評価項目 3. 教育内容 (大変良い : 3名)

【評価すべき点】

- 16) 教育課程の編成 (教育課程の内容・構成・授業時間割)、学生や社会からの要請への対応 (法学部以外の出身者、社会人経験者への門戸開放・学部教育と法科大学院教育の架橋・キャリア教育・インターンシップ)、教育情報の発信について、各申し分ない。
- 17) とりわけ、学部教育と法科大学院教育の架橋について、その成果を数年分の実績等で判断するのはもっと先にならうが、期待が持てる内容・体制と思われる。
- 18) キャリア教育・インターンシップは非常に充実している。
- 19) アカデミック・キャリアを志望する学生のために、今後も、「リサーチ・ペーパー」、「外国法文献研究」は続けてほしい。
- 20) 1年次未修者には、行政法を除く6科目、2年次には7科目に整備した科目編成は教育効果をたかめているように思われる。また、令和4年度から未修者に対し、「学習カルテ」を作成し、丁寧な指導を行っている点は大いに評価できる。
- 21) 令和4年度より導入された5年一貫型の特別選抜方式により、令和4年度、5年度ともに4名の合格者をだし、開放型特別選抜方式でも令和5年度に3名の合格者をだしている点も学生の法科大学院をめざすインセンティブを刺激していると推察され、今後の成果が期待できる。キャリア教育・インターンシップの実施、キャリア支援のための説明会・講演会も充実しており、「優れた法曹」への誘いの努力は大いに評価できる。

【今後の課題等】

- 22) 教育内容は申し分がないが、気になった点としては、平成4年度は定員超過したために、二年次の基幹科目でクラスの学生数が60名を超過しているものがある。一時的な現象と理解しているが、このような状況が常態化することのないように注意して欲しい。
- 23) 法科大学院はカリキュラム編成の自由度が極めて低いので仕方ないことかもしれないが、未修者が一年で既修者に追いつけるか、非常に心配である。これは構造的な問題であり、未修者の学習支援についても教員の努力で何とかできるものではないと、どこかで割り切ることも必要かもしれない。

評価項目 4. 教育方法（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 24) 授業形態の組合せと学修指導法の工夫（少人数教育を重視した授業形態・学修指導法、教育補助者の活用、授業形態・学修指導法に応じた教室等の活用、開設授業科目別の授業担当者と履修者数、法科大学院修了後の継続的な学修支援）、主体的な学修を促す取組（学生の主体的な学修を促す取組、単位の実質化への配慮、厳正且つ公正な成績評価）について、各申し分ない。
- 25) とりわけ、修了後の継続的な学修支援は司法試験の本法科大学院の現行の合格率等からして必須と考えるべきであり（他法科大学院でも同様である）、従前より24時間学修可能な自習室の施設利用を認めていることや、「夏の論述練習会」を修了生にも開放していること等、については十分に評価できる。
- 26) 修了生弁護士を補助教員として活用する取組みはまことによいことであると思われ、その一層の拡充を期待したい。
- 27) 二年次配当の基幹科目については、双方向授業を前提にすると、他大のLSも似たり寄ったりであるが、一クラスあたりの人数は少し多いかもしれない。ただ、これくらいの人数的の方が、大局観をつかむには適しているのかもしれない。
- 28) 教育補助者の活用や貴LS出身者の弁護士による課外学習支援等、授業外での学習支援も充実している。
- 29) TKC 教育研究支援システムを介して提示されている教材は、市販の教材等を参考にしているとはいえ、各教員が独自に作成したものである。
- 30) IT の利活用も積極的に行われている。
- 31) 必修科目を少人数・対話型双方向教育で行い、実務基礎科目ではTKC支援システムによる教材を提供するなど知識、思考能力、法的発信力の醸成に尽力され、授業外では教育補助者を活用し丁寧な指導を行っている点は評価できる。また、スタートアップ・ワークショップ、夏の論述練習会など学生の積極的な学びを支援する取組みがなされており、教育方法全般にわたって評価できる。また履修者数の少ない科目も減少し、教育内容の充実が窺える。

【今後の課題等】

- 32) 定期試験の再試験については、平成30年度の認証評価における指摘もあって、令和2年度以降は、未修者コース第1年次の前期の講義科目については一律に実施する

が、その他の科目では実施しないことにしたことは、それはそれでひとつの判断と思われるが、その他の科目の不合格者数等の動向もみながら、今後、再試験の範囲を、法科大学院としての統一的な方針に沿って拡大変更することもあり得てよいと思われる。

評価項目 5. 学業の成果（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 33) 学生が身に付けた学力や資質・能力（単位取得状況、進級状況・修了・学位取得状況、資格取得状況）、学業の成果に関する学生の評価について、各申し分ない。
- 34) 東北地方で唯一の法科大学院として、十分以上の成果を挙げていると考える。
- 35) 司法試験の結果は、一時に比べてよい方に向かっており、これも教員各位の努力の賜物で頭が下がる。ただ、未修者は、相変わらず、振るわないように思われるが、その原因は教員の努力を越えたところにあるように思えてならない。
- 36) 令和4年度の司法試験では27名（内未修者2名）の合格者をだし、合格率も56.3%（既習のみでは約77%）と極めて堅調である。様々な改革の、必ずしもtailwindではない只中であってこのような成果をあげ得たのは、学生の奮闘に加え、貴法科大学院教員の並々ならぬ努力があつてのことだと思う。高く評価したい。

【今後の課題等】

- 37) どうしても司法試験合格のことに及ぶが、さらに欲を言えば、最終合格率があと10ポイントぐらい上昇することを期待したい。
- 38) 学生の授業評価アンケートでは8割を超える学生が、「よく理解できた、ある程度理解できた」と答えているにもかかわらず、原級留置者が多い。令和4年度より、2年次から3年次への進級には、前述（I）のように24単位以上、GPA1.3以上に要件が緩和された要因が学生への過重な負担軽減であるとすれば、軽減策は的確な改革といえよう。ただ、いかなる科目で躓いているのかの検証も必要のように思われる。令和4年度以降の改善が期待される。

評価項目 6. 進路・就職の状況（大変良い：2名）

【評価すべき点】

- 39) 卒業（修了）後の進路の状況、関係者からの評価について、各申し分ない。

- 4 0) 司法試験の合格者・合格率について前項(評価項目5)で述べたことと同じである。
- 4 1) 次年度には実務法曹が延べで500人を超えるのが確実であり、法科大学院の減少等で益々強まっていた首都圏の法科大学院への法曹志望者の集中の傾向のなかで、東北における法曹養成の拠点として、欠くべからざる存在となっているものとする。
- 4 2) 法曹に進んだ者に限らず、残念ながら、司法試験に合格できなかった者も、LSで培った法的素養を生かした進路に進んでいる。その意味で、貴LSは、東北地方唯一の法科大学院として十分な成果を挙げていると評価できる。なお、可能であれば、東北地方で弁護士になった者の人数を知りたい。
- 4 3) 司法試験の合格者・合格率はこの3年ほぼ順調に推移している(令和2年26名・53.1%、令和3年20名・51.3%、令和4年27名・56.3%)。これまでの様々な取組みの成果であり、大いに評価できる。法科大学院別の順位では上位であるが、司法試験合格者1403名のうち、予備試験合格者(395名)が28%を占めていることからすると、順位もさることながら、修了者の修了年度における合格率に眼を向けることも必要のように思う。貴法科大学院の令和4年度既習では、26名修了、合格20名、合格率77%となっており、教育の充実・成果が窺われる。貴法科大学院の教育理念・プログラムの内容をしっかりと修得し法曹界へ進む学生こそ、目標とする「優れた法曹」として社会の期待に応えられるのではないかと思う。今日、多くの法科大学院生が、予備試験を腕試し的に受験する傾向にあり、更に今年度から在学中受験が可能となることを考えると、法科大学院教育の在り方を明確に発信し、同時に実務界との連携の中で、法曹としていかなる資質・見識等が求められるかを、「キャリア教育・インターンシップ」などを通じしっかりと学生に伝えていくことが肝要である。こうした点からすると、進路等への支援状況・成果は評価できる。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目7. 管理運営 (大変良い: 1名、良い: 1名)

【評価すべき点】

- 4 4) 法科大学院運営委員会を設け、佐々木法科大学院長のもと、教務委員会、入試委員会、評価対応委員会、進路委員会、カリキュラム等検討委員会など諸委員会の密接な連携をし、円滑な管理運営がなされているのは大いに評価できる。

【今後の課題等】

- 45) 自己点検項目にはないために、どのような情報を基礎に、どのような視点から評価すべきか不明である。しかし、評価資料である自己評価報告書、規程集、また、学内行政の分担表等を見る限り、適正な管理運営体制が構築されていると評価できる。なお、この評価項目については、再考した方がよいのではないだろうか。

評価項目 8. 施設・設備・図書等（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 46) 今回、事前にいただいた資料を通しての判断となりますが、講義室、演習室、模擬法廷室、自習室、情報処理コーナー室、COMMONルームなどのハードが、修了生をも含むオフィスアワー等の制度と相俟って、申し分なく、自分の法学部生・司法試験受験時代（昭和50年代）と比較するのもあまり意味のあることではありませんが、隔世の感がします。
- 47) 24時間利用できる自習室は素晴らしい。
ただ、夜中など、人が少ない時に自習室で学生間のトラブルが起きた時は、どのように対処しているか等、防犯体制が気になるところである。
- 48) 学習環境としての施設・設備は、自習室やCOMMONルーム、法政図書室など申し分ないものである。ただ、図書費の縮減などで必要文献の蒐集が危惧されるが、利用しやすく一層学生の要望に応える運営がなされることを希望する。

【今後の課題等】

指摘なし。

総評

【評価すべき点】

- 49) 地方の法科大学院として大健闘していると思います。
- 50) 本来の研究者としての研究に加え、法科大学院による実務家養成の指導・課題対応を見事に果たされている教員の皆様には、敬服以外の言葉を見いだせません。

【今後の課題等】

- 51) 本当に、教員各位の努力には頭が下がる思いがする。しかし、教育は、それを支える研究があつてこそである。研究時間の確保もよろしく願います次第である。学生は、手取り足取り指導されているが、やがて独り立ちしなければならない。すり餌ばかり与えていては学生は自立できないことを心にとめて教育してほしい。
- 52) 質問であるが、奨学金として毎年3000万円程度の支出がある。財政的に苦しい中、いつまで、お金が続くのだろうか。また、財政事情が厳しい中での総長裁量経費の支出に対する全学の反応如何。
- 53) 予備試験で高校生が合格するなど、司法試験制度改革はいったい何だったのかと問う研究者・実務家が多くなっている。法科大学院の評価に対しても「予備校化」「過剰な共通化」などネガティブな意見も耳にする。法科大学院の原点は、やはり、研究に裏打ちされた教育であり、研ぎ澄まされた問題意識をもった学生をいかに輩出するかだと思ふ。貴法科大学院は研究実績をコンスタントにあげておられる教員スタッフを擁し、また、授業や演習、選抜方式等においても様々な創意工夫をされておられる。こうした尽力により、東北大学法科大学院の教育の目的、クオリティが実現されているのだと思ふ。学生が、法律学の魅力、力、そして法律実務の魅力、深さを修得できる教育がなされ続けることを切に念願する。

資料

令和4（2022）年度東北大学法科大学院教育課程連携協議会委員（5名）

（外部委員）※五十音順、敬称略

内田 正之（仙台弁護士会 元会長）

角 紀代恵（立教大学名誉教授・弁護士）

酒井 久雄（(株)有斐閣 元顧問）

（科内委員）

戸澤 英典（東北大学大学院法学研究科長）

佐々木 弘通（東北大学法科大学院長）

東北大学大学院法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程
連携協議会に関する内規

制定 平成31年2月13日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程第15条に定める教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、研究科長に意見を述べるものとする。

一 法学研究科綜合法制専攻（以下「法科大学院」という。）及び公共法政策専攻（以下「公共政策大学院」という。）の研究教育水準の維持向上のため自己点検を行った事項

二 産業界等との連携により、授業科目の開設、教育課程の編成に関する基本的な事項

三 産業界等との連携により、授業の実施、教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、法科大学院及び公共政策大学院ごとに設置し、次に掲げる者をもって組織する。

(法科大学院)

一 研究科長

二 法科大学院長

三 法曹としての実務経験を有する者

四 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

五 本学の教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者

(公共政策大学院)

一 研究科長

二 公共政策大学院長

三 公共政策系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、公共政策系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、公共政策系分野の実務に関し豊富な経験を有する者

四 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

五 本学の教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者

2 協議会の委員の過半数は前項第3号から第5号の委員とし、本学以外の者でなければならぬ。なお、第4号及び第5号の委員については、構成員としないことができる。

3 協議会は、必要のあるときは、同条第1項に掲げる者以外を陪席させ意見、説明を求めることができる。

（議長）

第4条 協議会に議長を置く。議長は委員の互選により定める。

（委嘱）

第5条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員は、研究科長が委嘱する。

（任期）

第6条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員の任期は4年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第7条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員については、別に定める所定の旅費及び謝金を支払うものとする。

（開催時期）

第8条 協議会は、原則として隔年を目途に実施する。

（自己点検項目の構成）

第9条 自己点検項目は、第2条第1号から第3号までに定める事項に基づき、別に定める評価シートにより構成するものとし、評価シートの構成は法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・基本戦略委員会で見直すことができるものとする。

（評価シートの作成）

第10条 法科大学院及び公共政策大学院において、前条に定める自己点検項目に

基づき、自己評価報告書を取りまとめ、第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員は、書面調査並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員並びに学生に対するヒアリング調査を実施し、評価シートを作成する。

(外部評価報告書の作成)

第11条 第3条第1項第3号から第5号の委員が作成した評価シートを基に、法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・戦略委員会において外部評価報告書案を作成し、委員の確認の後確定させる。

(外部評価報告書の公表)

第12条 研究科長は、外部評価報告書をウェブサイト等で公表するものとする。

附 則

- 1 この内規は平成31年4月1日から施行する。
- 2 東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規（平成29年2月15日制定）は、廃止する。

附 則（令和3年5月19日改正）

この内規は令和3年5月19日から施行する。

附 則（令和4年1月19日改正）

この内規は令和4年1月19日から施行する。

附 則（令和4年3月18日改正）

この内規は令和4年3月18日から施行する。